

【様式1】

保護者の皆さまへ

令和2年5月13日
豊後大野市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の影響により
家計が急変した世帯への就学援助のご案内

豊後大野市では、経済的理由により、お子様の小・中学校での学習が妨げられることがないよう、お困りの方に対して学用品費や給食費などの経費の一部を援助しています。

この度の新型コロナウイルス感染症の影響により、給与収入が激減している方、自営業の方で売上げが激減した方など、家計が急変して経済的にお困りの方は相談してください。

※今年度すでに申請書を提出している方は現在審査中ですので、審査結果をお待ちください。

1. 申請について

就学援助は通常であれば、前年の所得課税状況で判断しています。

しかし、この度の新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、現在、経済的にお困りの方は、前年の所得だけでなく現在の世帯の状況をお聞きして、その事情を勘案して援助できることがありますので、相談してください。

2. 申請に必要な書類

- ・様式2
- ・下記のいずれかの収入所得状況関係書類
 - 申請日から直近3か月の給与明細
 - 離職票(離職を証明できるもの)または退職証明書
 - 仕入額や売上額を記録した帳簿
 - 所得が著しく減少(家計急変)したことを証明する書類 など

3. 申請場所

児童生徒が在籍する小中学校

※小・中学校に兄弟姉妹がいる場合は、小学校へ提出してください。中学校のみ在籍の場合は中学校へ提出してください。

4. 援助の内容

認定されると、次の費目が援助されます。(下記の金額は、全て年額です。)

区 分	小学校	中学校	備考
学用品費	10,800 円	21,600 円	認定月によって月割となります。
新入学学用品費	63,100 円	79,500 円	4月認定の小・中学1年生に限ります。 ※入学前に支給を受けておらず、4月に認定された場合に支給します。
修学旅行費	全額	全額	修学旅行実施前月までに認定された小学6年生・中学2年生。
学校給食費	全額	全額	認定後、教育委員会から豊後大野市(給食担当課)に直接支払います。※1
医療費	自己負担額	自己負担額	う歯に限ります。医療機関に支払います。 ※医療券を利用した場合、マイナンバーの手続きが必要となります。
共済掛金	460 円	460 円	
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	全額	全額	校外活動において保護者負担が発生した場合。
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	全額	全額	対象は小学5年生・中学1年生。
クラブ活動費	—	10,000 円	5月1日時点において部活動に加入している生徒が対象となります。
生徒会費	—	480 円	認定月によって月割となります。
卒業アルバム代	10,890 円	8,710 円	卒業アルバムを作成している学校に限ります。
PTA会費	3,000 円	3,960 円	認定月によって月割となります。

※年度途中からの認定となった場合は、認定月分から月割額が支給となります。

6. 認定について

申請書が提出されますと、学校長及び必要に応じて地区の民生委員の意見を聴き、教育委員会では各家庭事情・所得状況などを総合的に審査し、認否の判定を行います。結果がわかり次第、通知いたします。

<問い合わせ先>
豊後大野市教育委員会
学校教育課 学校教育係 担当:白石
TEL:0974-22-1001